

「再商品化合理化拠出金」について

平成 26 年 6 月 20 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 市町村への資金拠出制度について

平成 20 年 4 月に施行された「市町村に対する金銭の支払」の条項（容リ法第 10 条の 2）に基づき、本年 9 月には平成 25 年度分「再商品化合理化拠出金」（以下、「拠出金」という。）が支払われる予定です。

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という連携の仕組みです。

具体的には、リサイクル（再商品化）に実際にかかった費用（以下、「現に要した費用」という。）が、あらかじめかかるであろうと想定されていた額（以下、「想定額」という。）を下回った場合に、その差額の $1/2$ に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出することになります。

なお、資金拠出制度に関する仕組みの詳細については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページをご参照ください。

（URL：<http://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384/index.php#Tab384>）

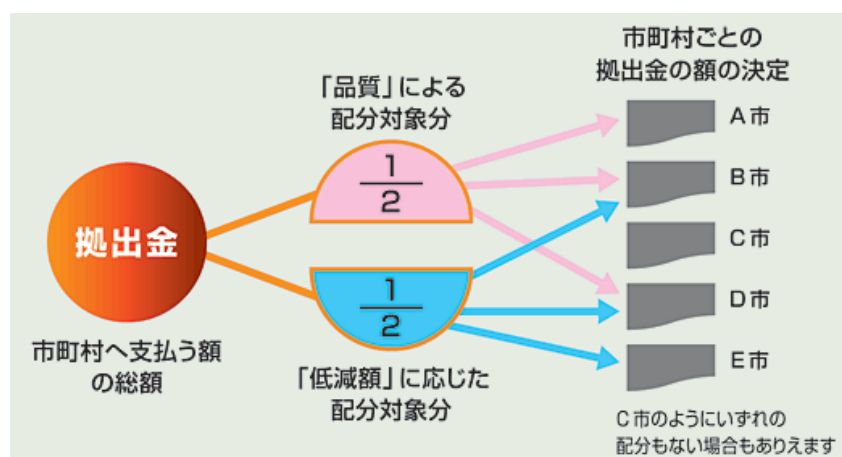
2. 平成 25 年度分拠出金の支払い対象となる「素材」について

拠出金は、再商品化のために「現に要した費用」が「想定額」を下回った場合にのみ支払いが行われるため、平成 25 年度は、ガラスその他の色、紙製容器包装、プラスチック製容器包装について支払われる見込みです。

25 年度の「ガラス無色」、「ガラス茶色」及び「PET ボトル」の「現に要した費用」は「想定額」を上回ることが予想されるため、合理化拠出金は発生しない見込です。

3. 拠出金の支払い対象となる「市町村」について

拠出金のうち、その $1/2$ は品質の優良な市町村に支払われ、 $1/2$ は費用の低減に貢献した市町村に支払われます。図表 1 を参照してください。



図表 1. 拠出金の配分方法

1)「品質」による配分について

図表 2 に示した「品質」基準を満たす市町村等の保管施設が支払いの対象となります。

プラスチック製容器包装については、当協会が 25 年度に実施したベール品質調査の結果をもとに、支払いの対象となる保管施設を国が決定します。プラスチック製容器包装以外については、引き取り実績があれば品質を満たしたものと認められます。対象となった保管施設には、協会への引渡実績量に応じて配分されます。(拠出金の算出における引渡実績量は特定事業者負担分のみであり、市町村負担分の量は含みません。)

有償・逆有償を問わず、協会が引き取りを行ったすべての市町村が配分対象となります。

図表 2. 「品質」による配分の基準

「品質」による配分の基準	
プラスチック製容器包装	当該年度の特定分別基準適合物の容器包装比率が、①90%以上で、前年度に比べて2%以上向上していること。または、②95%以上であること。
ガラスびん※、紙製容器包装	協会が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回ること。

※上記は「配分の基準」であり、25 年度のガラスびんについては、「ガラス無色」、「ガラス茶色」は「現に要した費用」が「想定額」を上回ることが予想されるため、合理化拠出金は発生しませんが、「ガラスその他の色」のみ合理化拠出金が発生する見込みです。

<「品質」基準に基づく再商品化合理化拠出金の算出式>

「品質」基準に基づく 再商品化合理化拠出金 (再商品化合理化拠出金総額の 1/2)	×	$\frac{\text{貴市町村の引渡し実績量 (特定事業者負担分のみ)}}{\text{配分対象市町村の引渡し実績総量 (特定事業者負担分のみ)}}$	=	貴市町村への 配分額
---	---	---	---	---------------

2)「低減額」に応じた配分について

想定単価をベースに、保管施設における引渡分として「かかる見込みの費用」と「実際にかかった費用」に基づいて配分されます。

すなわち、{(想定単価×当該市町村の引渡し実績量(特定事業者負担分のみ))－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(各市町村の低減額。有償入札(0円/トン以下)の場合は0として計算する)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合で配分されます。

※貴市町村の低減額は、(想定単価－落札単価)×貴市町村の引渡し実績量で算出されますが、落札単価が有償(0円/トン以下)の場合は、落札単価＝0円/トンとして計算します。

<「低減額」貢献度に基づく再商品化合理化拠出金の算出式>

「低減額」に基づく 再商品化合理化拠出金 (再商品化合理化拠出金総額の 1/2)	×	$\frac{\text{貴市町村の低減額}}{\text{配分対象市町村の低減額の総和}}$	=	貴市町村への 配分額
--	---	---	---	---------------

4. 拠出金の支払い等に関するスケジュールについて

平成 25 年度分の拠出金の支払いに係るスケジュール（予定）は、図表 3 の通りです。

図表 3. 当協会から市町村への支払いに係るスケジュール（予定）

平成 26 年	当協会から市町村への支払いに係るスケジュール
9 月上旬	拠出金額のお知らせ文書の発送（配分対象の市町村のみ）
下旬	拠出金の振込み（振込先：市町村の指定口座）

（ご参考 1）25 年度の想定量、想定単価、想定額

平成 25 年度分拠出金の 支払い対象見込みの素材		想定量① （トン）	想定単価② （円／トン）	想定額①×② （円）
ガラス無色		110,389.810	3,812	420,805,955
ガラス茶色		106,644.880	4,264	454,733,768
ガラスその他の色		112,619.540	6,331	712,994,307
PET ボトル		201,344.046	2,083	419,399,647
紙		25,935.312	1,852	48,032,197
プラスチック 製容器包装	トレイ	645.974	23,858	38,200,347,567
	材料リサイクル	355,198.870	70,510	
	高炉還元剤化	38,028.240	40,632	
	コークス炉化学原料化	189,358.770	43,188	
	合成ガス化	85,051.120	40,172	

（ご参考 2）24 年度分の拠出実績

	ガラスびん （その他色）	PET ボトル	紙製容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	14,993,248	51,930,909	12,973,222	1,809,310,228	1,889,207,607
契約市町村数	1,195	1,181	146	1,046	1,542
引取実績有り の市町村数	1,187	1,179	145	1,044	1,539
拠出金配分対 象市町村数	1,187	1,179	145	1,003	1,533

なお、各市町村への配分明細につきましても公表しております。詳しくは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページをご参照ください。

（URL：<http://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/630/index.php>）

以上